

# 第3章 環境保全施策の課題と展開

## 1 環境保全施策の課題

昭和30年代からの我が国の高度成長は、我々に豊かさや利便性をもたらした反面、その過程で、大気汚染や水質汚濁といった様々な環境問題を引き起こしてきましたが、その後の公害関係の法令に基づく各種の環境施策の実施や、事業者・県民の取組等により、全般的に改善の方向に推移してきました。

しかしながら、一方では、人口の集中や生活様式の多様化などに伴う生活騒音、ゴミの散乱などのいわゆる都市・生活型公害、生活排水等による河川の汚濁、廃棄物の多様化や増大などがみられるようになりました。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、エネルギーや資源の大量消費に支えられた今日の社会経済活動に起因する地球規模の環境問題も深刻になっています。

本県においては、大気や水等概ね良好な自然環境に恵まれているものの、開発による身近な緑の喪失や環境悪化による野生生物の減少等がみられます。

今日の環境問題の多くが日常生活や通常の事業活動に起因していることから、これまでのライフスタイルや社会経済システムを環境に配慮したものに転換し、低炭素社会や循環型の地域社会を構築することが求められています。

このため、環境に関する情報を発信し、環境学習を推進することにより、環境保全活動を実践する人づくりを進めるとともに、農林水産業や工業、観光などの産業活動からの環境への負荷を低減する取組を促進する必要があります。

また、省エネや廃棄物・リサイクル対策など生活環境の保全の施策を推進するとともに、自然公園の適正管理や野生生物の保護管理など、自然環境や生物多様性の保全にも努める必要があります。さらに、環境影響評価制度の適正な運用や環境関連技術・産業の振興などの環境保全の基盤となる施策を進める必要があります。

## 2 施策の基本的方向

本県では、平成8年3月に環境関連の条例を統括する「宮崎県環境基本条例」を制定するとともに、平成9年3月には「宮崎県環境基本計画」を策定（同13年3月に改訂）し、環境保全の施策を計画的・体系的に推進してきました。

さらに、平成18年3月には、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、生物多様性の問題など、本県の環境保全行政を取り巻く状況の大きな変化に対応するため、平成18年度から22年度までの具体的な取組を定めた「宮崎県環境基本総合計画」を策定し、環境保全の取組を推進してきました。

しかしながら、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の減少など地球規模の環境問題に加え、廃棄物排出量の高水準での推移や不法投棄の増大など、複雑かつ多様化した環境問題に適切に対応していくため、平成23年度から10年間の環境行政の基本計画となる「宮崎県環境計画」を策定しました。

現在、この計画に定めた施策の基本方向に基づき各種の施策を展開しています。

(1) 低炭素社会の構築

- 二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県民、団体、事業者、行政等が一体となった取組を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 森林県である本県の特性を生かし、二酸化炭素の吸収源となる森林づくりを推進します。

(2) 地球環境、大気・水環境等の保全

- 大気の監視や排出ガス発生源対策などにより良好な大気環境の保全を図るとともに、水質の監視や生活排水対策などにより良好な水環境の保全を推進します。
- 県民の安全・安心な生活を確保するため、化学物質に関する情報の把握と情報交換（リスクコミュニケーション）やダイオキシン類対策など、化学物質対策を推進します。

(3) 循環型社会の形成

- 県民一人ひとりのライフスタイルや事業者の事業活動を見直し、廃棄物の発生抑制、地域資源の有効活用等に取り組み、4 R と廃棄物の適正処理を推進します。
- 循環型社会の形成に貢献する木材など環境にやさしい製品の積極的な利用を促進します。

(4) 生物多様性の保全

- 豊かな自然環境が育む野生動植物を保護・管理し、その生息・生育地となる環境を保全するなど、生物多様性の確保を推進します。
- 地球温暖化の防止や水源涵養、生物多様性の保全など森林の多面的機能が発揮されるよう、適正かつ持続可能な森林管理に努め、人と環境を支える多様で豊かな森林づくりを推進します。
- 自然環境に配慮した自然豊かな水辺の保全と創出を図るとともに、人と自然とのふれあいの場の確保を推進します。

(5) 環境と調和した地域・社会づくり

- 農地や森林の有する国土保全機能を維持するとともに、魅力ある農山村づくりや環境とともに歩む農林水産業や観光業の推進など、環境にやさしい地域・産業づくりを推進します。
- 本県の魅力ある環境を保全・創造していくために、自然景観や街なみ、身近な生活空間にある里山や緑地の保全・創出、地域の愛着を育む歴史的・文化的資源の保護・継承を図るなど、快適でやすらぎある生活空間の創出を推進します。

(6) 環境保全のために行動する人づくり

- 県民一人ひとりが環境問題に対する関心を持ち、環境保全の実践活動に自主的・積極的に取り組むよう、学校、家庭、地域、職場等の多様な場面での環境学習を推進します。
- 県民、団体、事業者、行政等の各主体が、適切な役割分担のもと、それぞれの力を合わせて環境保全活動に取り組むよう、連携・協働による環境保全活動を推進します。